

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第36号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 <u>地域福祉班</u> 保 護係 人権啓発室 援護恩給室 国保・福祉指導課 (略) 医務薬事課 <u>地域医療班</u> 医療指導係 薬務係 薬事指導係 基幹病院整備室 (略) 医師・看護職員確保対策課 <u>医師確保係</u> 看護職員確保・育成係 高齢福祉保健課～障害福祉課 (略) 児童家庭課 青少年育成係 家庭福祉係 <u>少子化対策課</u> <u>少子化対策班</u> 保育支援係	(福祉保健部) 第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、 係及び班を置く。 福祉保健課 総務係 予算係 企画統計係 <u>地域福祉係</u> 保 護係 人権啓発室 援護恩給室 国保・福祉指導課 (略) 医務薬事課 <u>地域医療係</u> 医療指導係 薬務係 薬事指導係 基幹病院整備室 (略) 医師・看護職員確保対策課 看護職員確保・育成係 高齢福祉保健課～障害福祉課 (略) 児童家庭課 青少年育成係 <u>少子化対策・保育係</u> 家庭福祉 係
(分掌事務) 第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又 はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局 (略) 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課 (略) 児童家庭課 (1)・(2) (略) <u>(3) 児童福祉に関する事項（障害児及び保育に係 るものを除く。）</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 児童扶養手当に関する事項</u>	(分掌事務) 第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又 はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局 (略) 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課 (略) 児童家庭課 (1)・(2) (略) <u>(3) 少子化対策に関する事項</u> <u>(4) 児童福祉に関する事項（障害児に係るものを除 く。）</u> <u>(5) 児童委員に関する事項</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関</u>

- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

少子化対策課

- (1) 少子化対策に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項（保育に係るものに限る。）
- (3) 児童委員に関する事項
- (4) 児童手当及び子ども手当に関する事項

産業労働観光部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
新潟地域振興局巻農業振興部	(略)	<u>新潟市西区</u> 新潟市西蒲区

14～19 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
 - 企画振興部 (略)
 - 健康福祉部
 - 企画調整課
 - 地域保健課・衛生環境課 (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (2) 新発田地域振興局
 - 企画振興部～農村整備部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課
 - 庶務係 行政係
 - 用地課～ダム管理課 (略)
- (3) 新潟地域振興局
 - 企画振興部 (略)
 - 県税部
 - 庶務課
 - 庶務係

する事項

- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

産業労働観光部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり新津農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
新潟地域振興局巻農業振興部	(略)	新潟市西蒲区

14～19 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
 - 企画振興部 (略)
 - 健康福祉部
 - 企画調整課
 - 庶務係
 - 地域保健課・衛生環境課 (略)
 - 農林振興部・地域整備部 (略)
- (2) 新発田地域振興局
 - 企画振興部～農村整備部 (略)
 - 地域整備部
 - 庶務課
 - 庶務係 建設業係 行政係
 - 用地課～ダム管理課 (略)
- (3) 新潟地域振興局
 - 企画振興部 (略)
 - 県税部

直税第1課～新津収税課 (略)
 健康福祉部～地域整備部 (略)

(4) 三条地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 行政係
 用地課～災害復旧第2課 (略)

(5) 長岡地域振興局
 企画振興部～農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～維持管理課 (略)
道路・都市整備課
 治水課・建築課 (略)

災害復旧課

(6) 魚沼地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部・地域整備部 (略)

(7) (略)

(8) 十日町地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 行政係
 用地課～治水課 (略)

(9) 柏崎地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部・地域整備部 (略)

(10) (略)

(11) 糸魚川地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)
 農林振興部・地域整備部 (略)

直税第1課～新津収税課 (略)
 健康福祉部～地域整備部 (略)

(4) 三条地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 建設業係 行政係
 用地課～災害復旧第2課 (略)

(5) 長岡地域振興局
 企画振興部～農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～維持管理課 (略)
道路課
 治水課・建築課 (略)
都市整備課
 災害復旧課

(6) 魚沼地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課
庶務係
 地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部・地域整備部 (略)

(7) (略)

(8) 十日町地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課
庶務係
 地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 建設業係 行政係
 用地課～治水課 (略)
災害復旧課

(9) 柏崎地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課
庶務係
 地域保健課・衛生環境課 (略)
 農業振興部・地域整備部 (略)

(10) (略)

(11) 糸魚川地域振興局
 企画振興部 (略)
 健康福祉部
 企画調整課
庶務係
 地域保健課・衛生環境課 (略)
 農林振興部・地域整備部 (略)

(12) 佐渡地域振興局
 企画振興部～農林水産振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 行政係
 用地課～漁港課 (略)

2～14 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
 総務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)
 (4) (略)
 (5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)

地域振興課・労政課 (略)

県税部
 庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 庁舎管理に関する事項

(3) 部内他課に属しない事項

直税第1課

(1) (略)
 (2) (略)
 (3) (略)
 (4) (略)

直税第2課～新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水課

(1)～(4) (略)

建築課～災害復旧第2課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事

(12) 佐渡地域振興局
 企画振興部～農林水産振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課
 庶務係 建設業係 行政係
 用地課～漁港課 (略)

2～14 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
 総務課

(1)・(2) (略)

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)

地域振興課・労政課 (略)

県税部

直税第1課

(1) 部所管の公印に関する事項

(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)

直税第2課～新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水課

(1)～(4) (略)

(5) 平成16年7月豪雨災害による河川の改良復旧工事の執行に関する事項

建築課～災害復旧第2課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事

務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部（略）
地域整備部
庶務課～維持管理課（略）
道路・都市整備課

- (1) 道路の工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）
(2) 都市計画事業に関する事項
(3) 都市緑化の推進に関する事項

治水課
(1)～(7)（略）

建築課（略）

災害復旧課（略）
6・7（略）

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部（略）
地域整備部
庶務課～道路課（略）
治水課

- (1)（略）
(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）
(3)～(5)（略）

9～11（略）

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部（略）
地域整備部
庶務課～建築課（略）
業務課

(1)～(7)（略）

空港用地課

- (1) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
(2) 佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項

務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部（略）
地域整備部
庶務課～維持管理課（略）
道路課

道路の工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）

治水課
(1)～(7)（略）

(8) 平成16年7月豪雨災害による河川の改良復旧工事の執行に関する事項

建築課（略）

都市整備課

- (1) 都市計画事業に関する事項
(2) 都市緑化の推進に関する事項
災害復旧課（略）

6・7（略）

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部（略）
地域整備部
庶務課～道路課（略）
治水課

- (1)（略）
(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課及び災害復旧課の所管に属する事項を除く。）
(3)～(5)（略）

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

9～11（略）

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林水産振興部（略）
地域整備部
庶務課～建築課（略）
業務課

(1)～(7)（略）

(8) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
空港用地課

空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する

港湾課・漁港課 (略)
13～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに能力開発支援課、訓練第1課及び訓練第2課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

能力開発支援課

- (1) 前項に規定する総務課の分掌事務
- (2) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

訓練第1課・訓練第2課 (略)

3・4 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号)
第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
新潟農業普及指導センター	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区及び南区
巻農業普及指導センター	(略)	新潟市西區及び西蒲区

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員等)

第181条の2 (略)

事項

港湾課・漁港課 (略)
13～24 (略)

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに庶務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

前項に規定する総務課の分掌事務

訓練第1課・訓練第2課 (略)

開発援助課

前項に規定する開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(設置)

第140条 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号)
第12条第1項の規定により、農業普及指導センターを置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
新潟農業普及指導センター	(略)	新潟市北区、東区、中央区、江南区、 <u>南区及び西区</u>
巻農業普及指導センター	(略)	新潟市西蒲区

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部基幹病院整備室、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(建築調整員)

第181条の2 (略)

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置く。

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 新潟テクノスクール、上越テクノスクール及び農業大学校に副校長を置くことができる。

8 (略)

(専門相談員)

第199条 地域振興局の健康福祉環境部及び健康福祉部並びに中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県情報公開審査会	新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第19条第1項の規定による公開決定等についての <u>審査請求</u> に係る審議及び同条第2項の規定による情報公開に関する事項の建議	(略)
------------	--	-----

新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議、 <u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)に規定する事項の調査審議及び建議並びに <u>特定個人情報保護評価に関する規則</u> (平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述	(略)
--------------	--	-----

(略)

新潟県がん (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2～6 (略)

7 新潟テクノスクール、上越テクノスクール及び農業大学校に副校長を置く。

8 (略)

(専門相談員)

第199条 中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		

新潟県情報公開審査会	新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第19条第1項の規定による公開決定等についての <u>不服申立て</u> に係る審議及び同条第2項の規定による情報公開に関する事項の建議	(略)
------------	---	-----

新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議並びに <u>住民基本台帳法</u> (昭和42年法律第81号)に規定する事項の調査審議及び建議	(略)
--------------	--	-----

(略)

新潟県がん (略)

登録審議会 新潟県行政 不服審査会	行政不服審査法（平 成26年法律第68号） 第81条第1項の規定 による同法の規定に よりその権限に属さ せられた事項の処理	行政不服審査 法第81条第1 項	登録審議会
-------------------------	---	------------------------	-------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。